

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月10日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第13号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 略 2 交番				別表（第2条関係） 1 略 2 交番			
所属警察署	交番の名称	位置	所管区	所属警察署	交番の名称	位置	所管区
略				略			
広島県福山西警察署	略	福山市水呑町	福山市のうち水呑町、 <u>水呑町三新田一丁目・二丁目</u> 、水呑向丘、熊野町	広島県福山西警察署	略	福山市水呑町	福山市のうち水呑町、水呑向丘、熊野町
	水呑交番				略		
略				略			
3～5 略 備考 略				3～5 略 備考 略			

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。